

上尾市病児・病後児保育の実施に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 1 号

上尾市病児・病後児保育の実施に関する規則を廃止する規則

上尾市病児・病後児保育の実施に関する規則（平成 2 0 年上尾市規則第 5 9 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による廃止前の上尾市病児・病後児保育の実施に関する規則第 1 5 条及び第 1 9 条の規定は、なおその効力を有する。